

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成16年5月18日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

5月18日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
請願第1号の審査	2
質疑（藤浦委員、上村委員、山下委員）	
散会の宣告	20

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成16年 5月18日(木) 午前10時 2分 開会
午前11時59分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 上村高義	委員 古谷博子
委員 藤浦雅彦	委員 原田 平	委員 山下信行

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

請願紹介議員 原田 平 請願紹介議員 安藤 薫

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 工藤正巳

1. 審査案件

請願第 1号 烏飼上四丁目、ふれあいの里バス停前の固形燃料製造工場進出に反対する請願

(午前10時 2分 開会)

○野口委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は藤浦委員を指名します。

請願第1号の審査を行います。

先日に引き続き、紹介議員に対する質疑を行います。

最初に、4月15日の本委員会で質疑がありましたことについて、紹介議員からの答弁を求めます。

安藤議員。

○安藤議員 4月15日のご質問に対してお答えできなかった点などについて、最初にご答弁を申し上げます。

まず最初に、経過の説明の中で、自治会の資料、それから、業者さんの資料との食い違いについての幾つかの点について、最初に申し上げます。

一つは、工場隣接者や農業関係者への同意交渉、これについて、自治会側では、勝手に業者さんが回ったと。それから、業者さんの方は、自治会長のアドバイスを受けて回ったものだ。ここに食い違いがあるけども、これは一体どうということなのかというご質問でした。

この点につきましては、私も、委員会終わってから、自治会長さんの方にもお伺いをしました。烏飼上自治会としては、いかなる開発行為の場合でも、対応は一貫しているとのこと。周辺権利者の方に、まず業者さんが説明に回っていた。自治会員の方々が、その開発行為に対しての予備知識を得た段階で、自治会において、業者さんや関係機関に来ていただいて、自治会員さんに対する説明会を開催する。そして、そこで問題がなければ、自治会として同意をするという流れが、この間ずっととられてきたということでもあります。

業者さんがそこら辺でちょっと違う点は、説明に回ってもらうのではなくて、その説明に回るのが、最初から同意印を取るために回っていたと。しかも、その際に、自治会も賛成しているかのような形で回られて、それならということで同意印を押された方もいらっしゃるというようなことが経過であると。その中で、判を押したけども、説明会に出たときに、いろいろな問題があることがわかったということで、その同意印を撤回されている方がいらっしゃいます。

また、8月20日の、農業関係者の方々との説明会については、自治会への説明会が7月29日に行われた後に、自治会として、第三者の意見が聞きたいということで、摂津市などに、その新たな説明会に同席してほしいというお願いを、業者の方と一緒に市役所に来るなどの努力が行われている中で、農業関係者の方々と別個に説明会が行われたということでもあります。

ですから、周辺権利者の方に説明に回してほしいと。同意印ではなくて、開発の中身についてきちんとした理解が得られるような説明をしてほしいというアドバイス。これは、アドバイスというか、烏飼上地域に、新たに開発をしようという業者さんが来たときには、すべて同じような対応をとっておられるということでもあります。

二つ目の食い違いとしまして、自治会長名で、7月29日の説明会で、株式会社アイデックス社に対する質問と要望事項、この文書が出されたのか、出されなかったのか。業者さんの方は、これは受けとって、それに対する答えとして、次の、8月20日の農業関係者の方々への説明会で、その回答という形で出されています。

一方、自治会の方では、これは正式な文書ではなくて、出していないというような説明です。

この食い違いについてご説明をさせていただきます。

この文書は、先般も、その文書を資料として出されていますが、その下に、手書きでちょっとメモが残ってありました。そのメモの中身というのは、当初、問題ないと思われていたので、その7月29日の説明会のために用意して持ってきたんだけど、7月29日の説明会では、いろいろな問題が噴出したということで、これは出すことができないというもので、業者さんに対しては正式な形で提出していません。ただ、伺ったところでは、説明会ですぐ横に座っている業者の専務さんに、これは出す予定で用意してきたんだけど、こういった事態に至っては出すことはできませんよということで、書面はお見せになられたと。その書面について、参考資料としてコピーをとということでしたので、コピーはお渡しをしました。ただ、自治会として、正式な場に出した書面ではなく、そうした書面を出す場合は、自治会印というものが必ず押されているそうです。これは正式ではない、非公式な形で、参考という形でお渡しをしたものだということです。

コピーを渡した後、それでも、やっぱりこの書面がどンドンひとり歩きしてはまずいということで、自治会長さんの方からは、これは没になった書類ですよということは、摂津市の環境対策課の方にも通知をされているとのことでもあります。

それから、8月20日の、紛糾した農業関係者の方々への説明会の後、アイデックスさんの方から自治会長さんのところへ電話があって、反対の意見書を提出してほしいと。8月26日に、市役所で再

度お会いになられて、その反対の意見書を出されたと。その際に、業者さんが撤退の意思表示をしたのか、しなかったのか。業者さんは、そんなことはしていないと。一方で、自治会さんの方では、これは撤退の意思があったからこそ反対意見書を出されたと。こういう説明で、ここにも食い違いがあります。

この点について説明をさせていただきます。

当初、自治会との交渉では、7月29日の後、いろいろなことがありましたけども、8月25日に会談を予定していました。8月20日の農業関係者への説明会については、自治会長さんは、業者さんからは報告や連絡を受けていませんけども、地元の方々の要請によって、オブザーバーとして参加をされていた中で、ここで大きな問題も起きて、紛糾して、これは、25日、会うことはとてもできないということで、25日の会談を中止されています。

その後、業者さんから電話が入って、撤退も含めて社内協議を行いたいと。関係者への説明資料としてということで、自治会に、反対でもいいから意見書を出してほしいと、そういう連絡があったそうです。8月20日の問題がありましたので、25日の会談も中止していたんですけども、撤退を含めるということであるならばということで、反対の意見書を提出したという経緯があります。

その反対の意見書の文面についても、ファクスでやり取りをされています。中身について、もう少しこういうものを入れてほしい。例えば、業者さん側が、関係機関との協議をするために、関係者に説明するのは、この程度のこととということで、なかなか理解が得られないので、説明会の中で出ていた、近隣地価

の下落や環境公害のおそれなどを加筆してほしいなどという訂正の依頼もあったそうです。それにこたえて、撤退という方向性であるならばということで、作りかえて、26日に、もう一度業者さんとお会いになって、その反対意見書を出されました。

ですから、こうした経過の中から、自治会側としては、当然、アイデックスさんが開発をしようという土地において、前の持ち主との仮契約の期限が8月末であったということで、その仮契約の解消であったり、それから、材料の供給もとである大手家電メーカーであったり、製品の供給先である製紙会社であったり、または、弁護士さんも含めた形での社内協議会に必要な資料だということで、さまざまな努力を行って出されたということでもあります。

続いて、その他、食い違い以外の経過の疑問点について、2点、ご説明をさせていただきます。

一つは、再三、自治会側から、業者さんが説明不足であると、誠意がないということをおっしゃられています。具体的に、例えばどんなことなんでしょうかというようなご質問があったかと思えます。

今回の工場について、RPF、RDFと、その性質は異なるものの、同じ固形燃料をつくるものという類似工場などで事故が多発しているという問題。また、住民の皆さんが心配をしている杉並病などの問題。こういう問題が、一般の市民、住民にとってみたら、やっぱり心配なわけです。しかも、類似した業種であり、工場であるということにもかかわらず、そうした説明もなく、しかも、自治会さんも賛成してもらっているというようなことをおっしゃりながら同意印を取って回っているということ。これ、明らかに

説明不足ではないかと。しかも、当初、説明をしてから自治会の方の説明会を開くと言っていたものが、先に同意印を取ることを優先させてしまっているという点でも、非常に裏切られたというような気持ちになられておられます。

また、説明会の際にも、RPF、でき上がった製品、完成品のサンプルは見せながら説明をされますが、一番心配される固形燃料の材料であったり、その材料が一体どこから供給されているのかということは明らかにされていないという。産業廃棄物であったり、一般廃棄物であったり、そのごみは一体どこから来るのか、それから、どこのものなんかというのがわからなければ、これは心配というのは、大きくなるばかりだと思います。これからはっきりと説明もされていない段階で、完成品だけ見せて、きれいなごみでつくられたものですよということであるならば、これは、仕事の中身としては、非常に説明が不足しているのではないかと、そういうふうに思います。

続いて、8月20日の農業関係者への業者さんの説明会において、自治会長さんが、どうして激高されたのかというところの経過を簡単にご説明させていただきます。

先ほどもお話しさせていただいておりますが、7月29日の自治会説明会の後に、公共の意見を聞かせてもらいたいと、アイデックス、業者さんとともに、摂津市に対して、次回の説明会などに参加していただきたいという要請をしていました。そうしたところ、8月20日に、業者さんが、自治会長へ報告、連絡もないままに農業関係者への説明会を開催された。自治会長さんは、農業関係者の方々から依頼されて、オブザーバーとして説明会には参加されて、克明に記録をとってお

られます。

その場で、自治会へ出されるはずの説明資料なども、自治会に報告もないままに、突然、その場で開示をされ、閲覧されたそうであります。そして、その中で、自治会との交渉の中でも話題にも上っていなかった、自治会に対する、例えば、集会所などに対する利益供与の資料が突然出されたということでもあります。こうした中で、その説明会に参加された方々から、自治会長と業者さんと、もう既に裏取引してるんじゃないかと。もう、こんなに我々が心配してるのに、もう既に道筋が決められていて、自治会長さんとそういう交渉までもうやっているのかというような、自治会長に対する不信の声や疑いの意見も出されたということでもあります。

当然、身に覚えのないことで、しかも、疑われるような事実もない自治会長ですから、こういうことについて、まず自治会との話し合いがあるべきなのに、突然、自治会に出す資料を違う場所で、しかも何の連絡もないまま、突然、開示をされてしまった。こういうことに対して、やはり自治会長として、どんな開発行為であっても、平等にきちんとしたルールに基づいてやってきて、住民の皆さんへ公正に、情報を共有化して、民主的に事を進めていこうと努力されていた自治会長の行為を、まさに踏みにじってしまったということで、自治会長さんは、この件について大変立腹をされたということでもあります。

自治会長さんはおっしゃっておりますが、自治会長というのは組織の中の一機関、何事も情報は共有して、民主的に事を運ぶということを信条にされてきたと。長年にわたって公職を担当してきた中で、自分の利益を図る行為だけは絶対に避け

てきた人間であると。それを、こうした場で誤解されるということに対して、大変怒りを覚えたというふうにおっしゃっていました。

続いて、自治会ニュースの中で、材料が廃家電ではないかということについてです。

この点について、当初の説明の中で、廃プラである、廃家電でないという説明があったわけですが、いろいろ、さまざまな業者さんとのやり取りの中で誤解が生じたり、もしくは説明不足のまま、自治会としては、業者さんに対する不信が募る中で、取引先が大手の家電メーカーであるということが明記されている。そして、府庁に対して陳情を行ったりして、府庁に訪れた中で、大阪府の担当者の中から、家電ではないかというようなことを言われたと。複数の方からも、そうではないかというような話を聞かれた。その後、そうであるなら大変な問題だということであって、ということで、自治会の皆さんに、こういう危険があるということでお知らせをされたニュースをつくられました。

その後、確証をとるために、いろいろな機関に、具体的な名前を明確にするようにという申し入れを行っていますが、その後、ぱったりと情報が来なくなってきているというのが、今の現状だということに認識しています。

それから、業者さんから内容証明が送られているけれども、届いているのか。それから、自治会の中で周知されているのかというご質問がありました。

これについては、3月2日に、自治会長の手元に内容証明郵便は届けられています。そして、その中身についても、自治会として、役員さんの中で、内容を吟味されているということでもあります。

続いて、請願の文書の内容についてですが、文書の中に、杉並病、それから、三重県多度町の爆発事故などという文言、固有名詞を入れるのは、果たしてどうなのかというようなご質問もあったかと思えます。

私ども、どちらも、杉並病にしても三重県多度町の爆発事故についても、現に発生している事故であり病気であって、しかも、RPF、RDF、産業廃棄物、一般家庭ごみなどという違いはあるものの、類似施設として、住民の不安を大きくしている原因として、請願文書の中に入ることは何の問題もないと、妥当であるのではないかというふうに思っています。

あえて言うならば、杉並病について、東京都の報告書で、これは、一般廃棄物の汚水から発生する硫化水素を原因としているという報告書が出されていますけれども、一方で、化学物質の大気汚染によるアレルギー説というのも実際に言われています。しかも、東京都が、硫化水素を原因としているという報告書を出したための調査についても、96年の4月から8月まで、4か月間の限定で行われたものだというふうに聞いています。

その後、新規の発症者であったり、患者の重篤化というのも見られることから、東京都が出している報告書、硫化水素が、必ずしも絶対の原因なのかということや、ままだ、さまざまな原因も考えられるような状況にあるのではないかということや、今、その原因についても、まだはっきりと、これが確実だということではないと。しかも、化学物質のアレルギー説というようなことを唱える学者さんもいらっしゃるということから、杉並病の心配というのは、当然あってしかるべきだというふうにも思えます。

そして、多度町の事故についても、火災という点では、前回の委員会でご答弁をさせていただきましたが、RDF、RPFと、材料は違っても、火災の起きる危険性、それから、一度火がついたら消火しにくいという性質、そういう意味から言っても、火災における、もしくは爆発などの不安というのは当然起きるものであって、これも、こういった点から、請願文書として、住民の皆さんの気持ちを、思いを入れるということで、妥当ではないかというふうに考えています。

○野口委員長 そうしたら、前回の質問項目についての答弁が終わりましたので、その答弁を受けて、それぞれ質疑をお願いしたいと思います。

藤浦委員。

○藤浦委員 前回の委員会の継続ということで、今答弁をいただきましたので、もう一回精査をする形で質問させていただきたいと思えます。先ほどの答弁も踏まえてですけども。

一番最初に質問をさせていただいた、請願の件名と請願内容の最後の部分の表現がちょっと違う。これはちょっと答弁も途中で途切れてしまってますので、これは恐らく平行線であろうというふうに思えますので、これはちょっとやめておきますけども、趣旨としては、やはり件名で反対をするという請願であれば、この一番締めくくりの部分は反対になってないと、文法上やっぱりおかしいのではないかというのは私は思っております。これは、一応言うだけということにしておきます。

その次に、趣旨説明にあるような危険性について、前回も、特に、その中でも、火災が大きな不安の材料なのではないかという答弁がありまして、今回も、そういう部分で、一つ、前回、私、言うてお

りましたのは、3月には、かなり具体的なことも出しながらの説明、大阪府、摂津市立ち会いのもとでの話がありました。そういう説明で、例えば、不安があれば、それぞれ、そういう項目の質問をされて、そして、一つ一つ解消していくという、このことをなされればいいのではないかと基本的に私は思っているわけですが、そういうのを何ぼ聞いても理解できないんだと、こういうことなんでしょうけども、その辺の、項目を本当は答弁いただきたいと、こういうお話をしておいたわけですが、この辺は、多分答弁にはならないと、先ほど申しましたような状況なんだろうと思いますので、これはもういいですけども。

それから、同じくこの請願内容の中の杉並病問題、三重県の多度町の問題を請願文に入れるということにつきましては、これは、確かにいろんな疑問とか不安があって、それについて報告を求めると。これは、当然、何の問題もないと思うんですけどね。

私は、1点、前回から申しておりますのは、摂津市の採択される請願の中に入れることによっての問題としては、二つあると思うんです。

一つは、採択するというところについてのアナウンス効果というんですかね。その関連があるということを確認するような結果になるということと、もう一つは、杉並病というのは、正式にはそういうのはなくて、新聞報道などで使われてる言葉で、杉並区では、井草森公園周辺環境問題というような名前を使ったりですね、これはまたそういうもので、しかも、杉並という名前を、摂津市のこの請願文に出すということに対して、やっぱりこれは行政間のマナーというか、多度町にしてもそうですが、確かに爆発事故を起

こしたということですけど、代名詞のように多度町は危険なんだというふうに、この請願に入れてしまうということについてのやはり問題。

この2点があるのではないかと思っているんです。この辺はやっぱり配慮しなければならないことではないかなというふうに思いますので、今の具体的な、質問会とかそういう部分については問題ないと思うんですけど、ひとり歩きをする、採択をされたら、これはだれでも見れるような請願文の中に入れるということについての問題があると思います。この点を、ちょっともう一度、紹介議員の方からは、構へんのだということですけど、これ逆の立場になって、摂津市が何かあったときに、摂津市がほかの市に引用されて言われるということは、非常に憤慨に値することだと私なんかは思うんですけどね。この辺の配慮は必要じゃないのかと思うんですけど、その辺をちょっともう一度ご答弁願いたいと思います。

それから、それぞれの食い違いの話の中で、廃プラスチックを処理するということが、大手のリサイクル家電ではないかと自治会のニュースで書かれたということで、今ちょっと、大阪府の担当者からそういうふうなことが出たということですから、大阪府の担当者がそういう情報をつかんでいて、もしそういうふうな可能性があるんだということであれば、これは大変なことになるんじゃないかなと思うんですよ。

この業者からの書類の中にも、こういった部分については内容証明の中にも書いてありましたけども、法的処置も辞さないんだということによっておりましたけども。

大阪府の担当者ということであれば、これは委員長の方からでも、そういう事

実があったのかどうか問い合わせなりをしていただいて、この辺は追及をしていただきたいと思うんですね。

ほかの部分では、出されてる資料の中には、廃家電ということはちょっと見当たらないんで、さまざまな提出されている書類の中では。憶測に基づいてということであれば、またこれはあれですけど、今ちょっと気になる、大阪府の担当者がというようなことが出ましたので、その辺をちょっと、委員長にこれお願いしますので、お計らいをお願いいたします。

それから、説明会に入られる前の、7月9日に、業者の専務と自治会長さんが会われたのか、それで、いろんなアドバイスがあったのかということで質問をしていたわけですけど、一応、今のご答弁では、どの業者も同じように言うているのでということですので、ということは、それなりに接触があって、アドバイスがあったんだと、こういう答弁だと理解をしますけども、そうしますと、業者の言うてるのは、最初に同意交渉をしていくという、報告書の中では、近隣者との同意交渉について、同意取得のめどがついた時点で自治会長へ連絡すると、こういうふうに書いてます。これは、業者は、自分とこの側の話で解釈をしますから、この辺は、同意書まで取るのか、いや、案内だけにしといてくれな困るんやというような、この辺のニュアンスは確かに出てくると思うんですけど、ただし、今の答弁では、前もってそういうふうなことは話したということでしたので、この辺は、多分、解釈の違いというのはあるのかなと思ったりはするんで、この辺で、あと、業者側のあれはありませんのでね、判断をせにゃならんのかなというふうに思います。

これは、もうこれ以上は聞きません。

それと、先ほどの自治会ニュースにありますような、だまされて判を取られたということも、先ほど言うたのとちょっと関連してくるんだらうと思いますけども、その辺の、一番最初の、業者の専務と自治会長のやり取りのニュアンスの違いから波及したということも考えられますが、これはそういうことでの相違から発展したのだらうということでの解釈をしたいと思います。

それから、最後の、もう会社は撤退するというようなニュアンスをにおわしたのかどうかということで、これも、ちょっとまあ、自治会側から出された資料に基づいた説明プラスアルファぐらいなもので説明していただいたんですけども、一応、それは、それ以上のことはもう答弁として出ないと思いますので、これはもう、最終的には、双方に聞いてみないとわからないこともあると思うので、これはこれで結構ですけども。

ちょっと2点だけ、請願文の、他市に対する配慮、それから、それを追認するようなことにならないのかということと、それから、廃棄家電の問題、この点だけちょっと。

○野口委員長 原田議員。

○原田議員 まず、請願の件名と、そして、内容が違うことについてのご説明というんですか、前回もいろいろ議論があったところでございますが、地元としては、やはりそういう企業が進出されることに対しては反対であると。しかし、市議会の、いわゆる大阪府に対して意見を言っていたらこうということに対しては、やはり法律やあるいは規則や指導要綱等々に照らし合わせてされるだらう、許可がおりてくるであらうと。そういうところで、摂津市議会より反対であるというようなことを決めると、非常にそういうこ

とに差しさわりが出てくるであろうということで、また、いろんな、市議会の中にもご意見があるだろうと、こういうことをしんしゃくされて、もし許可がおりるということであるならば、地域の意見や声が反映をされるように、そして、慎重にやってほしいというのがこの趣旨でございます。

本来、そういう内容で締めくくりをいたしたいところであると思うんですけども、そういったことも配慮された地域の請願書であるということ、十分ご理解いただきたいというふうに思います。

件名が、こういうことであるならば、件名を変えるということも、これはあるかもしれませんが。またこれは自治会と協議をしていただいて、件名の表現方法を変えようということになれば、またお話もあろうかと思えます。今の段階では、そういうことで、摂津市議会あるいは大阪府に、いろいろと配慮した形での請願内容であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、杉並病、多度町の問題でございますけれども、これは、1回目のときにも申し上げましたように、例えば、公害の認定をされるには、ご承知のとおり、かなりの時間と年月がかかっています。例えば、熊本の水俣病あるいは富山県のイタイイタイ病等々、そういった公害、地域の名前がついてるわけですが、そういったことで、名前というか、名称というか、その地域をとっている分もあるわけでございます。

今回、杉並病ということで、これは先ほどもお話がありましたように、1996年4月1日から8月31日まで、東京都が原因を調査しておりますね。いろんな科学者も含めて、その結果、先ほどあ

りましたように、中継所からの汚水から発生する硫化水素が原因物質やということを確認してるわけですね。その病気が、そりゃ杉並病ではない、ほかの病気の名前が出るかもわかりませんが、今言われてるのは通称杉並病であるということでもあります。

同時に、多度町で起こりました、三重県の問題でございますけれども、これは、全国的に報道された新聞の中で、いわゆる全国の皆さんが知っておられるわけです。国もそのことは承知してるわけです。そういう意味で、いわゆる危険な施設であるということで、法改正をもってやらなきゃならない、こういう動きが出ているというのが現状でございます。これは、いろんなところで今議論されております。もう既に法改正で、今の通常国会に上程をされております。結論はまだ見ておりませんが、いろんな学者や専門家がそういうことに取り組んでいるという状況を、これは前にもご報告をいたしましたけれども、そのことをご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、家電のお話でございますが、これは、摂津市からいただいております資料の中、あるいは、私ども、3月4日に大阪府からいただきました資料の中に、7月18日に、アイデックスが事前審査申請書を大阪府に提出をいたしております。その段階で、事業計画の中にこれ書いております。家電メーカーその他の事業所から排出された廃プラスチック類と。家電メーカーを先に書いております。事業者から排出される廃プラスチックじゃなくして、家電メーカーということできちりと出ております。いわゆる、会社案内のパンフレットの中にも、取引先の名前も出ております。そういう意味では、

既に事業計画が出された段階で、大阪府の方が、そのことを多分事情聴取もしておるだろうし、そういったことの説明を受けているというふうに思っております。

私どもいただきました3月4日の資料の中には、そういうことがきっちり書かれておりますので、家電メーカーということ間違いはないというふうに思っております。

それから、危険性の問題で1点お話がございましたけれども、幾ら言うても平行線になるだろうということですが、危険性は少ないということですが、例えば、そんな、プラスチック類からできないんだということですが、破砕をする段階において、やはりみじんぼこり、綿ぼこり、そういうものがかなり、大量とは言いませんけども出ます。そういうことが蓄積をされていくことによって、前回にもお話をいたしましたように、金属類からいわゆる火花が散って、それに点火・発火をすることがないとは言いきれません。想定をされることがあります。それが原因によって大災害に発展をする、そういう危険性もはらんでいるということ、私たちは認識をしておるところでございます。

そういうことで、こういう工場については、やはりしかるべき場所等で立地をするのが当然であろうと。いわゆる住宅あるいは農地近隣に、工場等が隣接をする地域において、そういう施設が操業されるということについては、非常に不安であるということが地元の意見であろうと思っておりますし、私どもも、そういう理解を求めて、この請願の方の取り組みをしておるところでございます。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 先ほど説明がありましたけ

れども、請願の基本的な部分の件名については、やっぱり慎重に扱うということであれば、件名も慎重に扱うということでしたらいいんじゃないかなと思います。これは、やっぱり整合せなあかんという問題だと思います。

それから、もう一つは杉並問題、それから多度町の問題ですけど、また繰り返すような話になりますけども、杉並問題という部分では、今、調査段階では、生活ごみの容器類を扱った中継所であるということと、今回は廃プラスチックということで、基本的には条件が違うわけです。なおかつ、それを杉並問題という名前で取り上げて、ダイオキシンや問題がありますよということで表現してしまうことによって、これは、条件が明らかに違う部分があるにもかかわらず、しかも、その影響についてははっきりわからない部分もある。硫化水素についてはそうであろうというふうな評定も出てますけども、それ以外はわからないとなっていて、言われるように、なかなかわからないのですよね。2,000種以上もいろんな環境ホルモンという物質はあって、ほかのこともいっぱい影響してるかもわからないし、これは非常にわかりにくいとか、わからない問題なんです。明らかに違う部分があるにもかかわらず、これを出すということは、出すことによって、ああ、こういう施設はそういう問題がはらんでいるんだということ、市議会としては追認するというところになるということ、これは私に言いたいんであってね。

だから、質問会で質問されるのは十分いいですけど、こういう文書の中に入れるということは、質問をする以上に大きな効果があるということ、言うてるんであって、だから、請願には好ましくないのではないかと、私に言っています。

今の多度町の問題でもそうですが、RDFとRPFという、扱っているものが、生活のごみと産業廃棄物ということの大きなまず違いがあって、条件が一緒ではないので、類似施設だということで、幾ら説明をそのときしても、この文面だけでとらえて、その効果はすごく大きくなってしまおうと思うんですね。だから、そういうことは好ましくないとか、ふさわしくないと思いますので、その辺の配慮を文面の中ではしないといけないというふうに私は思います。

その辺を言うてるんであって、これは、多分平行線になるんやろと思いますけど、これはちょっと、ここで反論していただくんやったらしていただいたらいいと思うんで。

それから、先ほどの家電リサイクルの話は家電メーカーと書いてあったから、廃家電だというのはちょっと、それは、家電メーカーと言えば、松下やとかサンヨーやとかを指すのであってね、イコール廃家電にはならないと思うんです。それ、先ほど言われた、大阪府の担当者が廃家電をにおわすようなことを言ったということの方が私は問題だと思いますので、その辺の調査をしていただきたいなと。

この辺はやっぱり明確にしておかなければならないという問題でもありますし、この辺はやっぱりきちんとしていただきたいなと思うんですが、お答えできるのであればお答えいただきたいと思います。

○野口委員長 原田議員。

○原田議員 杉並病の問題を出されましたけれども、これは、この文書の中にもおそれというふうにも書いております。今、私どもは、そういう原因だというふうに言うておりますけれども、これでないかもわからない。しかし、そういう環

境ホルモン等によって、人体に影響が出てくるおそれがあるやもしれないと、こういう疑いも持って、当然、やるべきものであるというふうに私どもは思っています。

先ほど、公害病の問題を二つほど出しましたけども、これだって原因が特定できないということで、非常に裁判も長引いておりますし、最終的にはやっぱりそれが原因であったというような結論も出ております。

そういう意味で、危険性のおそれがあるということ、そういう表現ぐらいは、ここでやっぱり地元の方がされておるということを、その意思を酌んでいただきたいというふうに思います。

廃家電ということでありまして、業者側の方からいただきました資料の中にも、この内容が少し載ってるように私は思うんですけども、そういったことも総合的に勘案して、私は、家電メーカー等による廃家電であるという理解はいたします。

藤浦委員はいたさないということでありまして、私ども、この資料いろいろ見させていただいた中では、そういうものであるというふうに確信をいたしております。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 もうかみ合わない議論になるかもしれませんが、それやったら、こんな進出してこれないんですからね、別にそんな反対運動せんかっても、これはもう法律上来れないんやから、別にそんな反対せんでもええのではないですか。

もともと、その業者も一番最初のときに言うてますけどね、これは廃家電ではありませんて、こう、一番最初の7月9日に自治会長にあったときに言うたというふうに言うてましてね、廃家電は扱い

ませんということでございまして。そりゃ、それでもともとが進んでいってる。当然、申請もそうですし、もし、廃家電を扱うということで大阪府もそれで申請を進めていってるということであれば、これは立地的にできませんよね、法律的に、廃家電扱うような工場であれば。だから、つじつまが合わへんようになってくるんじゃないんですかね。せやから、少なくとも、この時点では、廃プラスチックを言うてるものを扱うということに基づいて提議をして、この議論をしていくべきいうんですかね、考えていかないと。そやないと、廃家電を扱うということであれば全然質が変わってくると思うんですが。それをまた、言うてる人が言うてる府の職員なんかもおるということであれば、これはちょっとね、どういうことだということになるんですわ。

その辺をね、私はちょっと追及せなあかんと思てますねんけどね。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○野口委員長 再開します。

藤浦委員。

○藤浦委員 ちょっと問題の趣旨が変わってくると思うんですけどね。その辺についてどうなるのか、私は、ちょっと大阪府の方にも一遍、問い合わせを委員長でしていただきたいと思いますけども、この辺ちょっと、委員長。

○野口委員長 そしたら、質問としてはもうよいですね。そのおっしゃった点については、原田議員。

○原田議員 ご承知のとおり、私ども摂津市議会ということで、摂津市には、いわゆる環境行政に携わっていただく職員、環境対策課がございまして。当初、この会社も、生活環境対策課の前川課長という

いろとやり取りをし、いろいろと相談もしております。そういったところもあるわけですから、大阪府へ行く前にも、やっぱり前川課長にも事情聴取をしていただいて、どういういきさつがあったかということ、当然、摂津市議会としてはやっぱりする必要もあるだろうし、出していた資料もございまして。そういう面でも、そういうところをやっていただいたらと思います。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 前回の委員会で私が質問したことに対しまして、懇切丁寧に経過説明等々も含めて、先ほど答弁いただきました。

その中で、再確認という意味で、再度お尋ねいたします。

私が、前回、8月20日の農業関係者と業者との説明会の中で、後半、自治会長さんが激高されたということで、その内容について説明がありました。このことは、自治会長も全く知らぬことが、先に農業関係者の方に提出されたということで、そこで、農業関係者の方が、自治会長が買収等々の発言があったということで、自治会長さんは、そんなことは絶対ないと。私は、長いこと公職によって、私利私欲ということで一切今まで動いたことはないということで、憤慨だということで激高されたということの説明であったというふうに認識しております。

当然、今まで、この請願が出された内容の発端は、やはり地元とこの進出業者とのそごがあって、信頼感が損なわれているということが発端のような気がします。当然、その信頼感というものがあれば、お互い協力し合って進めるところもあったんではないかなという気もします。そのことが、こういうふうになってきた一つではないかなと思っております。

当然、ごみのリサイクルという、ごみ業者進出ということそのものにも反対という分もあるかもしれませんが、やはり事業者の行動に対しての不信感がつなげてきたというふうに地元の人を感じておられるということですよ。

今の答弁の中で、この自治会長さんが激高された、これは、そういう身に覚えのないことがあったから怒ったんだというふうに今答弁されました。

実は、その中身を私なりに考えてみますと、実は、ここにも、要は、自治会長さんと農業関係者のところに、ある程度の不信感があったというふうに考えることもあるのではないかなと。私、常日ごろ、因果応報という言葉に戒めに持つてるわけですが、ある原因があってある結果を生むんですよ。昔、自分がとった行動、発言がある結果を生むと。自治会長さんに申しわけないんですけども、自治会長さんとその農業関係者の間に、昔とった行動がある結果を招くということは、結果的に、農業関係者は自治会長さんを不信に思ったわけですよ。だからそういう発言をされたという事実なんですよ、これは。自治会長さんを信用していれば、いや、自治会長はそんなことは絶対しないですよというふうに言うんですよ、普通。言うか、いや、自治会長がそんな悪いというふうに、不信感を持ち始めるということが、こういう結果を持ってきているのではないかなと思って。

願わくば、きょうは自治会長さんと農業関係者が一緒に傍聴に来られております。これは非常にいいことだと私思うんですよ。お互いが、やっぱりそういう話し合いをしながら、信頼関係を持って物事に取り組むということでは、非常にいいことなんですけども、ただ、この8月20日の時点では、そういう疑心暗鬼

の世界に入っちゃったということで、そういうことになったのではないかなと思ってます。

ですから、自治会長さんは、私は、今まで公職について、そういった私利私欲ということではないというふうに言いましたけども、結果的には、そういう不信感を農業関係者に持たれたということはやっぱり問題ではないかなと。そのことが、結果的に、業者との不信感にもつながっていくということに結びついてるということでは、できるならば、きょうは、農業関係者と自治会長さんが、自治会関係者が一緒に傍聴に来られてということで、非常にいいことではないかなというふうに思ってますけども、そういう取り組みをしていていただきたいというふうに思ってます。

それと、2点目の、内容証明付の書類が自治会に届いてますと、3月2日付で、それは確認しましたと。そのことが、結果、どうされてるんかというのが、全然、今説明なかったんですけども、このことを、要は、事業者は、内容証明の中で、自治会新聞についての記事が誹謗中傷だということで、これは事実ではないと。このことについて、あくまでもこのままいくのであれば、事業者としては名誉毀損等々で法的処置も辞さないという内容証明の書類を自治会に送られたと。それを受けて、自治会としては、農業関係者としてはどうされるのかということが僕は知りたいんですよ。

それをお互いが、事業者も、いや、法的にします、自治会も法的にしますということで対立があれば、もう我々行政というものは立ち入れないと。これは司法の判断に任すしかないんですよ。我々行政が、ここで反対とか賛成とか言っても意味がない話なんです。

ですから、それをどうされるのかということも言ってもらわないと、我々は、議会側として、言うことがなかなか言えないということですよ。

ですから、自治会側が内容証明をどうしていくのかということではないかなと思ってます。

先ほど、藤浦委員の中で、請願の件名変更等々について、内容について、変更も考えるみたいな発言があったんですけど、しかし、出された請願は、一応反対するという請願なんですよ。それで、我々一生懸命今まで議論してきたと、ここまでね。やはりこの請願というものはこれで生きとるわけですから、そう簡単に変えられるものではないのではないかなというふうな気がしています。

ですから、そこらは、出した請願がまた途中で変わるということはありませんし、この請願は請願で採決すべきではないかなというふうに思います。

2点目の、内容証明を受けてどうされようとしているのか、どう受けとめているのかということも含めて、お答え願います。

○野口委員長 原田議員。

○原田議員 内容証明についてですが、会長あてに、内容証明が3月2日届いたわけでございます。ここに添付がされているわけですが、私は、これは、反対運動をされている方に対して誠意を持って対処しようという心はないというふうに思います。あくまでも話し合いをやろうということで、同意をいただくあるいは賛成をしていただこうと、こういう立場であれば、こういうものはやっぱり私は出すべきではないというふうに思っています。

誠意を持って話し合い、あるいは大阪府あるいは摂津市等の力というんですか、

話し合いの中でテーブルに着くとか、いろんな方法、やり方はあると思うんです。しかし、いきなりこういうものを出してくるということについては非常に憤慨をするわけです。受取人ということで会長は受け取られておりますけれども、これについては報告をしております。公開質問状でも何でもないと。私は、会長に対しての牽制だというふうに思っております、牽制だと。裁判するのであれば、法的な措置で争うということであれば、法的な措置で争わざるを得ないというふうに地元は思われると思いますし、今までそこまではいっておりません。地元としても、そういうことで強行にもしやるといふことであるならば、工事中止、差し止めを求める、いわゆる仮処分の申請でもやらざるを得ないようなこともあるかもわかりません。しかし、今そこまでいっておられない。8月の段階から、いきなり12月5日に事前審査終了書がおりて、地元もあるいは摂津市も、地元の府会議員も、知らないままにこういうことが進められて工事の許可がおりたということで、明らかにされておられないままで来ている今日の状況を、やはり市議会としても十分受けとめていただきたいというふうに思っています。

裁判で争うということであれば、堂々と主義主張を訴えればよいというふうに私は思っています。

○野口委員長 補足はありますか。

安藤議員。

○安藤議員 先ほど、上村委員の質問の中で、自治会長さんと農業関係者の方々と対立しているような形でのお話があったかと思うんですが、基本的に、その自治会長さんというのは、自治会の方々の生活環境を守るという意味では、代表して頑張っておられる方ということであり

ます。ですから、農業関係者の方々が反対ということであれば、当然、それで頑張っているいろいろな交渉を行うと。ただ、そういう交渉を行っている中で、そういう疑いを持たれるような行為を業者さんの方がやられたということに対して腹を立てたと、それが激高した原因だということ、もう一度、申し上げておきたいと思います。

やはりいろいろな経過があるわけですが、私たちは摂津の議会として、今、内容証明が業者さんから送られてきて、それに対応するということは、業者さんと自治会さんとの関係であります。私たち議会として、摂津の市民の皆さんの命と健康や環境を守るという立場で、こういった、火災が起きたら消えにくいとか、さまざまな有害な化学物質の出るおそれがあったりと、こういう心配のある業者さんが来るときに、地域の人たちが反対された場合に、これをどのように受けとめて、どのような対応をとるのかということが今問われているんじゃないかなというふうに思うわけです。もちろん、経過の中で、自治会さんと業者の中でさまざまな誤解があったり、行き違いがあることは、交渉の中ですから、当然、出てくるものだと思います。しかし、それぞれの立場で、情報を共有化するというようなニュースをつくっていくということは当然のことです。そうしたニュースをつくって交渉して、説明会に出る中で、いろんな危険な問題が出てきた、わかってきたと。それが、ますます地域の環境を守るために、どういう措置がとれるのかということを考える大きなきっかけになるんじゃないかなと思うわけです。

今回のこの請願の審議というのは、もちろん鳥飼上自治会の皆さんの環境を守

るという意味で大変重要な請願の審議であると思いますが、同時に、摂津市の生活環境を、我々市議会議員がどのように考えていくのかと。そのために、今回の請願の趣旨の内容をどのように理解して対応をとっていくのかということ、ぜひお考えをいただけたらなというふうに思うわけです。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 そういう、我々議員は、市民の生活環境を改善、守っていくということでは異論はないんですけども、ただ、今の世の流れ的に、大量消費、大量生産、大量廃棄の時代から、地球の温暖化防止、あるいはリサイクル、資源の有効利用というふうな時代が来てますよね。そういった中の一つの事業がこの事業であって、RPFということに位置づけられると思うんですよ。RDFということでは、火災等々があって若干問題があるということで、RPFについては、我々も実際の事業所を見てきましたが、これは先般も言いましたけども、その事業形態を見てましたら何ら問題はない。普通のプラスチック加工業者と変わりはないと。そのことが、この摂津ではできないと、まかり通らないということが、そのことが生活環境の悪化につながるという拡大解釈をされるようなことではないというふうに私は感じてます。

ですから、当初は、RPF、RDF、ごちゃ混ぜになって認識された時期もあって、たくさんの方が署名をされています。その後、私も、もう署名された自治会長さん等ともお話をさせていただきました。しかし、その署名した後から、やはり事実がわかっていくにつれて、この署名について、正しかったかどうかということについては非常に疑問を感じるみたいな発言もされているのは事実です。このこ

とがずっと引きずって、今まで絶対反対だということではないのではないかというふうに思っています。

摂津でこの請願が採択されるということは、RPFに関する事業は、摂津ではもう絶対できないと、あるいは日本ではできないということです。そういうことがまかり通る時代なのかなということで、ですから、この請願者の考え方として、要は、ごみのリサイクルあるいは地球温暖化、あるいはリサイクル等々の考え方も問われることではないかなと思っています。

私たちは、別な形で摂津の環境を守るということで、ボランティア団体と協力しながら、摂津の環境を守っていくんだという活動もしています。その方たちは、やはり摂津を住みやすいまちにするために、こういう時代の流れに沿った産業が発展していく中で、その中で、我々はどう生活していくんだということで、市民あるいは行政あるいは企業、こういった方たちが一緒になって、ネットワークを組みながら取り組んでいこうという試みを今始めてます。

ですから、そういった意味では、そりゃ当然市民だけではできない話ですし、行政だけでもできない。やっぱりそこに企業というものも入り込んだ形で、このリサイクル社会あるいは地球温暖化等々に取り組んでいくということの方が、摂津をよくするための一つの手だてではないかなと。何も、出てくることに、進出に反対するということが、そのことが摂津市民の生活環境を向上させるということに結びつかないのではないかという気がしています。

そういった意味で、請願者の方の、こういうごみに対する、リサイクルに対する考え方がもしあるのであれば、この請

願とは別に、これは請願の基本となるところのベースですよ。その考え方があるのであれば、一度お話をさせていただきたいと思っています。

○野口委員長 原田議員。

○原田議員 先ほど、上村委員が述べられましたけれども、請願の反対の署名が回ってきたと。わからんで署名したと。もう取り消したいねんというようなことが、2,178名すべての方がそういう意向であるならば請願は取り下げたいと思います。しかし、一部の方が理解不足だったということで、1名ないし2名、どの自治会長か知りませんが、そういうことで、全体の意見のようなことには私はなっていないというふうに思います。

摂津市は、ご承知のとおり、環境創造都市宣言ということをやっております。宣言をいたしております。これは、他市ではやっていないところも、やってる市もあるかもわかりませんが、摂津市は、あえて他市に先駆けて、そういうことで、環境を守るために取り組んでいこうという市の宣言をいたしております。そういう意味で、何も、こういう事業はいけないということじゃなくして、ありますように、もう少し広大な地域で、あるいは工業地域でとか、やっぱりいろいろ地域指定があるわけですから、そういうところでやってもらったらいいじゃないかと。いわゆる準工業地域においては、住宅も隣接している、横には生産緑地の農地がまだあるというようなところで、こういう心配されるような企業というんですか、事業については、辞退をさせていただきたいというのが地元の意向なんですね。そのところをご理解いただきたいと思います。

すべての方が、いや、そうやないねんと、認識不足やったということではなし

に、まだ、既に、現状でも、署名ができてなかったからということで、会長のところへ届いているというふうにも聞いております。そういうことがありますので、先ほどから何回もやり取りもありますので、そういった点をしんしゃくしていただいて、摂津市議会として、大阪府に慎重に働きかけをしていただきたいという請願を採択いただけたらなと、こういうふうに思っております。

○野口委員長 安藤議員。

○安藤議員 原田議員のおっしゃったとおりだと思うんです。

この請願を採択することが、摂津に、今後、RPFが来たときに、すべて反対だということにはならないと思います。RPFの工場がこの地域に来ることに対して、近隣の方々が心配をされている。それで、ぜひ慎重に扱ってほしい。地元としては反対だ。その声が上がったことを受けて、私たちはどうこたえるのかということだと思うわけです。

ですから、この請願が通ることが、今後の、現に今、摂津市内には、RDFの施設、RPFの施設、ほかにも、あと大阪市を合わせますと、8施設中二つの施設が摂津に集中しているというような状況のもとであるわけですが、現に動いているところもあるわけですが、その近隣の方々が、生活環境の悪化を心配されて請願を出されてきてるわけですから、請願の文書の頭にもあります、鳥飼上四丁目ということで指定されて出されているわけですから、この点については、すべてがだめになるような請願の中身ではないというふうに思います。

それから、RPFとRDFのお話ですが、先般の委員会でもお話させていただいたと思いますが、確かに、RDFとRPFというのは材料が違ってきますし、

三重県の多度町のRDF貯蔵施設の爆発事故というのも、RPFでなくてRDFでした。原因についても、RDFは一般廃棄物であり、汚水やガスの発生などによって爆発するおそれは非常に高いということで問題視されているけれども、RPFについては、きれいな廃棄物であって安全ですよと。現に、委員も直接工場をごらんになられて、きれいな施設だったというふうにおっしゃっておられるわけですが、その違いはあると思いますが、しかし、RDFもRPFも、どちらもでき上がった製品というのは固形燃料なわけですね。固形燃料であるわけですから、当然これは、通常のものよりも燃焼する確率が高いですし、一たん燃え始めたら消えにくいという性質を持っています。消防庁の、先般もちょっとご説明させていただきましたけれども、RDF、RPF、性格は多少違いがあるけれども、同じようにRDFの関連物として、危険物の取り扱いをしていくというような動きが見られています。また、この間の、発熱発火事例の発生状況も資料の中に入っているかと思いますが、RDFも、それからRPFでも同じように火災が多数発生しています。通常危険物の火災の発生率よりも20倍近くも高い確率で、RDF、RPF関連施設の出火もしくは発熱出火の事例が報告されています。しかも、これも、先般、ちょっとご紹介させていただきましたけれども、RDFよりもRPFの方が、その発熱火災の原因がはっきりとわかっていないということ、これは対策の打ちようがない問題で、より危険を大きくしてるんじゃないかなと私は理解するわけです。この間も申し上げましたが、RPFで原因不明になっているものの中には、出火から鎮火まで、要した時間が930分もかかっていると

いう施設もあります。ですから、RDFじゃなくてRPFだから安全ですよというのは絶対にこれ言えないもんじゃないかな。原因がわからない火災が発生して、しかもそれがなかなか消えるまで時間がかかっているような施設だからこそ、より不安は大きくなるというふうに思います。

その点、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○野口委員長 先ほど、質問者の方は、そういう問題に対する話にあわせて、紹介議員としての、リサイクル社会だとかそういう問題に対するお考えがあればということで質問がありますので、もしご答弁があればお願いしたいと思いますけれども。

安藤議員。

○安藤議員 地球環境を守っていくという意味では、みんなが同じ共通の思いを持っていると思います。やっぱりごみを減らしていくというのがまず一義的にあるものだと思います。分別、それから有害物質を発生させるものを使わない、そういった努力をしていくということが大事でしょうし、リサイクルを進めていくところも、今社会的にもどんどん進められているものだと思います。

そうした中で、このRDF、RPF、ごみを材料として固形燃料をつくっていくという、そのできた固形燃料は一体どこが買うのかといいますと、これ、大きなボイラーを持っている大手の製紙工場であるなど、今までの燃料よりも格段に安く仕入れることのできるRPF、RDFという燃料を大量に必要としている、大型のボイラーを持っているところだというふうに説明されています。

これは、一方では、ごみを固形燃料にして燃やすということですから、石炭で

あったり、石油を少しでも温存するという意味では、一面、逆に効果的であるかなというふうにも思うわけですが、しかし、一方では、大手の製紙会社さんであり、ボイラーを持っておられる、RPFを買われる、消費される側の方にとってみたら、これは安定供給を必ず必要としているわけですね。そうしたら、そうしたごみがなければ安定供給ができないということと言うと、ごみの減量とは必ずしも合わないんじゃないかなというふうに私は個人的に思うわけです。

RPFは小口のユーザーさんに売却するものではなくて、大規模なボイラー施設を持っている会社が、主なRPF、RDF、固形燃料の供給先となるわけですから、そこに安定的な供給をしようと思えば、当然その固形燃料を製造するためにたくさんのごみが必要となってくるわけですね。安定供給をするためには、当初、説明していたこの規模で、このぐらいで、日量何トンというような生産量だけでも、お客さんからの求めに応じるために施設を拡大していく必要があるとか、もしくは、その施設内でいっぱい、いっぱいまで無理な貯蔵も必要になってくるとか、そういうことも出てくる可能性というのはやっぱりあるわけですね。ですから、RPF、RDFという問題については、ごみの減量に必ずしも役に立つのかなというような思いを個人的に持っているのと、それから、RDF、RPFは、先ほども申し上げましたように、製造段階、それから、保管の状況においても、今後、まだ危険物という指定というような取り組みになっていくわけですがけれども、まだ確実に安全なものでない。技術的にもまだまだ過渡的な状況にあるものというふうに思っています。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 これは、また堂々めぐりの感もあって、これは大いに議員同士で議論すべきところではないかなと思ってます。

私が聞きたいのは、この請願を出すに当たって、ごみリサイクルに対する議員としての基本的考え方をどうされておられるのか、そのことが、やっぱり請願を出した重みの基本的なところにあるのではないかなと思って。

今、RPFを持っていくところが、大型のボイラーを持ったところであるということで、これも問題だという発言がありましたけども、しかし、プラスチックのごみは、減らすか、埋め立てするか、燃やすか、こう三つぐらいしかないんです。それならば、あなたはどうするんですかということを知りたいんですけど、僕はさっき言いましたように、そのことは、企業、行政、市民ということで、お互い協働しながら、そういったものに対する仕組みづくりをしていきたいと思いますという活動を私やっていますということを言ったんですけども、だから、ごみが出るということに対して、やはり摂津の環境を守るのであれば、請願者の方も、議員も活動の中でそのことを実践すべきことが必要ではないかなというふうに思っています。

このことは、いろんな今後の中で議論をしていきたいと思っています。このことは最初の説明の中で、我々は摂津の環境を守るために必要だということがあったんで、そしたら、摂津全体の話をしようということでしたんですけど、いざ説明をされると、いや、これは鳥飼上の問題だということでもたなっただんですけども、我々議員としては、摂津全体のこと考えながらということも必要ではないかなと。

今回の請願は、鳥飼上地域という限定されたところの話でありますけども、我々議員が採択をするに当たっては、摂津全体のことも考えながら採択すべきではないかなということと言ったんで、自分のところだけがよかったらいいという考えだけではね。そりゃ、当然、地元の人自分とかが大事なんで、そのことは、請願者は、請願を出されたところは、そういう自分のところ、近隣が重要でありますけれども、我々議員としては、やっぱり全体的に判断すべきではないかなと思っていますので、そういったことを参考にしながら、きょう、請願紹介議員の答弁では、納得をする形にはなっていないというのが私の意見です。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 紹介議員などに対する質問ということではありませんけれども、特に、今、地球環境問題についてお話されて、RDFがそれに役立つような議論でありますけれども、私は、もうこれ、根本的に間違っていると思います。

といいますのは、RDFでもRPFでも結局燃やすと。燃やすというのは、地球温暖化にとってこれを減らそうというのが今の動きでありまして、これは決して地球環境をよくすることじゃないんです。まず第一に考えるのは、リユーズであり、そしてリサイクルなんです。ごみを減らすという、ここに最大の問題を持っていかなければならないと。燃やせば必ずそれは温暖化につながるわけです。幾ら効率よく、そりゃまあ、熱量として回収したということはあっても、出される排出ガスについて、これを少なくするというにはならないんだと、こういうことではないかと思うんですね。

私、そのところで、今、請願紹介議員が、RDFなりRPFが、確かにごみ

を再生産しないと、そういう施設安くやっていけないから、ごみの減量には役立たないという点で言われましたけれども、地球環境という全体の問題から言えば、燃焼をできるだけ少なくすると、そういうことに主眼を置かなければ、地球環境を守れないと、そういう立場からどうかというね、より根源的な問題から迫るべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○野口委員長 安藤議員。

○安藤議員 確かにそうだと思います。

先般も引用させていただいたんですが、ごみ固形燃料化適正管理検討会、これが三重県企業庁のごみ固形燃料の保管設備において爆発が起きたことから、ごみ固形燃料の適正管理方策についてという文書を出されています。その中にこのように書かれています。

ごみ固形燃料製造についてですが、注視しなければならないのは、このシステムの第一義的役割は、廃棄物の安全・確実な処理にあり、固形燃料にして燃やして熱回収というのは第二義的な役割であると。発電効率や発電の経済性に重点を置き過ぎると。これは、RPF、RDFというのが、大型のボイラーに、より安く材料として仕入れられる。熱効率も非常にいいということで注目されているわけですが、その部分に重点を置き過ぎて、安全・確実な処置がおろそかにされてはならないというふうに、この方策の中で書かれているわけなんです。

そういう意味からも、ごみをどれだけ減らしていくのか。有害物質を燃やして、有害物質の発生するものを使わないようにするのか。それから、リユーズ、リサイクルをどのように社会的なものとしてシステムを構築していくのかと、こういうことが今一番大事なことであって、効

率重視でごみのこういったRPF、RDFというものに、どんどんどんどん集中していくということは、これは、ごみの減量化とはなかなか両立し得ないものではないかなというふうに思います。

それから、摂津市全体のことと、先ほど上村委員もおっしゃられたので、ちょっと発言したいと思うんですが、摂津市にごみの焼却施設であり、それから、RPF、RDFの施設であり、大阪府下の中で非常にたくさん集中してるわけです。今回のRPFのこの施設についても、もちろん、地域の皆さんが、自分たちの環境を守るという意味で今回請願を出されてきて、それに対して、いろいろな危険性があるということで、私は紹介議員になりました。

同時に、摂津市の環境を守るという意味では、今回のRPFの材料は一体どこから来るのか、摂津市が出しているごみなのか、摂津市の企業さんが出しているごみなのか、それは、ほかのところから摂津の方にどんどん今集まっているというのが現状です。それは、いい、悪いは別にして、摂津市に集中しているということであるわけですね。そういった、摂津市の今の現状で、摂津市民の健康を守ろうという立場を私は持っていますので、地域だけに限定してとかいうようなことは私はちょっと違いますので、その点だけは、今回の質問とちょっと外れますけれども、申し上げておきたいと思います。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時58分 再開)

○野口委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午前11時59分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

民生常任委員長 野口 博

民生常任委員 藤浦雅彦